

公職選挙法一部改正

投票日前でも 直接投票箱に投票できます

**投票日前の投票手続が簡素化
され投票しやすくなります**

公職選挙法の一部が改正され、平成15年12月1日から「期日前投票制度」が施行されました。

この制度により、今までの不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続がなくなり、投票が簡単になります。

○期日前投票制度とは

投票日前であっても投票日と同じく投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組みです。

○対象となる投票

今までの不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村（光町）の選挙管理委員会で行う投票

○投票期間

選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで

※今までの不在者投票の期間（選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで）

は告示日から選挙期日の前日まで（変更されていますのでご注意ください）。

○投票を行うことができる方

選挙期日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等一定の事由に該当すると見込まれる方

※投票の際には、今までの不在者投票と同じく、宣誓書の提出が必要となります。

○投票場所

役場1階会議室

○投票時間

午前8時30分～午後8時

○投票手続

基本的に選挙期日（投票日）の投票手続と同じです。

★不在者投票

他市区町村の選挙管理委員会や病院、老人ホームなどでの不在者投票については、今までどおり行われます。

手続が簡素化され 投票がスムーズになります

